

福井市少年自然の家使用料の徴収等に関する規則(平成12年福井市規則第9号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、福井市少年自然の家の設置及び管理に関する条例(令和2年福井市条例第10号。以下「条例」という。)に規定する利用料金の徴収等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用料金の額に係る承認の申請等)

第2条 条例第14条の規定による指定を受けて福井市少年自然の家(以下「少年自然の家」という。)の管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)は、条例第8条第2項に規定する利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の額に係る承認を受けようとするときは、あらかじめ市長に福井市少年自然の家の利用料金に関する承認申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により利用料金の額について申請があったときは、その内容について検討し、承認すべきものと認めたときは、その結果を指定管理者に福井市少年自然の家の利用料金に関する承認決定書(様式第2号)により通知するものとする。

3 指定管理者は、前項の承認を受けて利用料金の額を定めたときは、これを公表しなければならない。

(利用料金の免除の基準等)

第3条 条例第9条の規定により指定管理者が利用料金の全部又は一部を免除する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災その他の緊急事態の発生により、避難し、又は待機する場所として、国又は地方公共団体が少年自然の家を利用する場合で指定管理者が適当と認めるとき。

(2) 市長と指定管理者が、協議の上、公益上特に必要があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、少年自然の家を利用する者の間の均衡を失しない範囲内において指定管理者が適当と認めるとき。

2 前項第2号に該当することにより利用料金の免除を受けようとする者は、福井市少年自然の家利用料金免除申請書(様式第3号)を指定管理者に提出しなければならない。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

福井市長 あて

所在地

申請者 名称

代表者 印

福井市少年自然の家の利用料金に関する承認申請書

福井市少年自然の家の設置及び管理に関する条例第8条第2項の規定により、福井市少年自然の家の利用料金について承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

利用料金 別添 利用料金表のとおり

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

様

福井市長

印

福井市少年自然の家の利用料金に関する承認決定書

福井市少年自然の家の設置及び管理に関する条例第8条第2項の規定による利用料金に係る申請について承認する。

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

指定管理者 あて

所在地

申請者 名称

代表者 印

福井市少年自然の家利用料金免除申請書

福井市少年自然の家の設置及び管理に関する条例第9条の規定により、福井市少年自然の家の利用料金の全部又は一部について免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

事業名	
利用期間	
対象	
参加人員	
理由	
※利用料金	
※処理	

注 ※印の欄は、記入しないこと。